

事務事業名	国民健康保険被保険者証交付事務			担当	市民生活部 国保年金課 国民健康保険係		
政策名	C	思いやりと安心に満ちたみんな元気なまちづくり			増補版施策名		
施策名	7	地域医療体制の充実			<input type="checkbox"/> 実施計画上の主要事業		
関連個別計画				事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度のみ <input type="checkbox"/> 単年度繰返（開始年度 昭和35 年度～） <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度（ 年度～ 年度）		
法令根拠	国民健康保険法、国民健康保険法施行規則、真岡市国民健康保険規則						
予算科目	2.国民健康保険特別会計	1.総務費	1.総務管理費		1.総務管理費		
事業概要	被保険者は、被保険者の属する世帯の世帯主に対して被保険者証を交付しなければならない。 平成21年10月1日から1人1枚のカード型の被保険者証を交付している。 就学のための市町村に住所を有する被保険者には学生用、退職者（被用者保険に20年以上または40歳以降10年以上加入していた人）には退職者用の被保険者証を交付する。 被保険者証の様式は全国的に統一されており、県内の市町は共同電算事業でも統一して作成している。 被保険者証の有効期限は1年であり、毎年10月1日に更新であったが、平成30年度からは8月1日更新へ変更、高齢者証との一体型となる。更新時には国保のパンフレットもあわせて送付する。国民健康保険滞納者対策として、有効期限の短い短期被保険者証、又は、医療機関で1割の自己負担となる資格証明書を交付している。 退職者医療制度は平成26年度末で廃止されたが、それまで退職者被保険者だった人が65歳になるまでの間は、平成27年度以降も退職者医療制度の対象者となる。						

1. 現状把握の部 (1) 事務事業の目的と指標

① 手段（主な活動）		⑤ 活動指標（事務事業の活動量を表す指標）の推移						
29年度実績 ・被保険者証の更新（10月1日交付） ・短期被保険者証（1か月、2か月、4か月証、高校生以下の者のみ6か月証）の交付（随時） ・資格証明書の交付（随時） 30年度計画 ・被保険者証の更新（8月1日交付に変更）		名称	単位	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(見込)
		ア 被保険者証等交付世帯数	世帯	12,695	12,711	12,549	12,247	11,961
		イ 被保険者証等交付者数	人	24,560	24,099	23,361	22,236	21,295
		ウ						
		エ						
		オ						
② 対象（誰、何を対象にしているのか）*人や自然資源等		⑥ 対象指標（対象の大きさを表す指標）の推移						
国民健康保険加入世帯 国民健康保険被保険者		名称	単位	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(見込)
		ア 国民健康保険加入世帯数（4月1日現在）	世帯	12,695	12,711	12,549	12,247	11,961
		イ 国民健康保険被保険者数（4月1日現在）	人	24,560	24,099	23,361	22,236	21,295
		ウ						
		エ						
		オ						
③ 意図（この事業によって、対象をどう変えるのか）		⑦ 成果指標（対象における意図された対象の程度）の推移						
被保険者が、適正な資格・有効期間や自己負担割合で医療を受けられる。国民健康保険税を納期限内に納付してもらう。		名称	単位	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(見込)
		ア 被保険者証等交付世帯数 / 国保加入世帯数	%	100	100	100	100	100
		イ 国民健康保険税の収納率（現年度、4月30日現在）	%	89.3	89.1	90.4	90.7	91.1
		ウ						
		エ						
		オ						
④ 結果（どんな結果(上位施策)に結びつけるのか）		⑧ 上位成果指標（結果の達成度を表す指標）の推移						
健全で安定的な国民健康保険制度の運営によって、健康で元気に暮らしてもらおう。		名称	単位	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(見込)
		ア 健康で元気に暮らしている市民の割合	%	81.0	83.5	83.9	82.9	83.5
		イ						
		ウ						
		エ						
		オ						
(2) 総事業費の推移		単位	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(見込)	
投入量	事業費	財源内訳						
		国庫支出金	千円	0	0	0	0	0
		県支出金	千円	0	0	0	0	0
		地方債	千円	0	0	0	0	0
		その他	千円	0	0	0	0	0
		一般財源	千円	2,836	3,014	3,359	3,324	3,320
	事業費計(A)	千円	2,836	3,014	3,359	3,324	3,320	
	人件費	正規職員従事人数	人	4	4	4	4	4
		延べ業務時間	時間	480	480	480	480	480
		人件費計(B)	千円	2,026	2,011	1,993	1,992	1,992
トータルコスト(A)+(B)		千円	4,862	5,025	5,352	5,316	5,312	

(3) 事務事業の環境変化・市民意見等

①この事務事業を開始したきっかけは何か？ いつごろどんな経緯で開始されたのか？	国民健康保険法の規定により、市町村は国民健康保険業務を行い、被保険者証を加入者に交付することになっている。
②事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか、開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか？	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和59年の制度改正により、退職者医療制度が創設され、退職被保険者証が交付されることになった。 ・国民健康保険滞納者対策として、平成10年から被保険者資格証明書及び1年間の有効期限を4か月に短縮した短期被保険者証を交付している。平成14年からは、有効期限が2か月の短期被保険者証を新たに交付している。 ・平成18年10月からは、短期証の有効期限を4か月のみとした。 ・平成20年度から、75歳以上の加入者が後期高齢者医療制度へ移行し、退職者医療制度該当者が60歳から74歳までから60歳から64歳までとなった。 ・平成20年10月の更新から一人1枚のカード型の被保険者証を交付した。 ・平成21年4月1日から資格証明書該当世帯の高校生以下の子どもに対し、6か月の短期被保険者証を交付することになった。 ・平成21年10月28日、保険証の有効期限の交付基準の一部改正し、完納が見込まれる世帯に対しては4か月証、現年度課税額の1/10以上の納付があった世帯に対しては2か月証、1/10以下の納付があった世帯に対しては1か月証を交付することとしている。 ・平成29年度に交付する被保険者証は、平成30年7月末までの10か月分となり、平成30年度の被保険者証は、8月1日交付となる。 ・都道府県と市町が国保の共同保険者になることに伴い、平成30年8月から被保険者証の様式が変更となる。
③この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？	